





(3) 担当部署

計画の 担当部署	名称	日本製紙総合開発株式会社 東京事業部テナント事業課メンテナンスG	
	連絡先	電話番号	03-3912-0595
		ファクシミリ番号	03-3914-0120
		電子メールアドレス	sun@npd.co.jp
公表の 担当部署	名称	日本製紙総合開発株式会社 事務部	
	連絡先	電話番号	03-3914-6161
		ファクシミリ番号	03-3914-3706
		電子メールアドレス	npd-info@npd.co.jp

(4) 地球温暖化対策計画書の公表方法

公表方法	<input checked="" type="checkbox"/> ホームページで公表	アドレス:	http://www.npd.co.jp
	<input checked="" type="checkbox"/> 窓 口 で 閲 覧	閲覧場所:	日本製紙総合開発株式会社 事務部
		所在地:	東京都北区王子1-9-5 京徳ビル4F
		閲覧可能時間	10:00~16:00(土・日・祝日・年末年始は除く)
	<input type="checkbox"/> 冊 子	冊子名:	
		入手方法:	
<input type="checkbox"/> そ の 他			

(5) 指定年度等

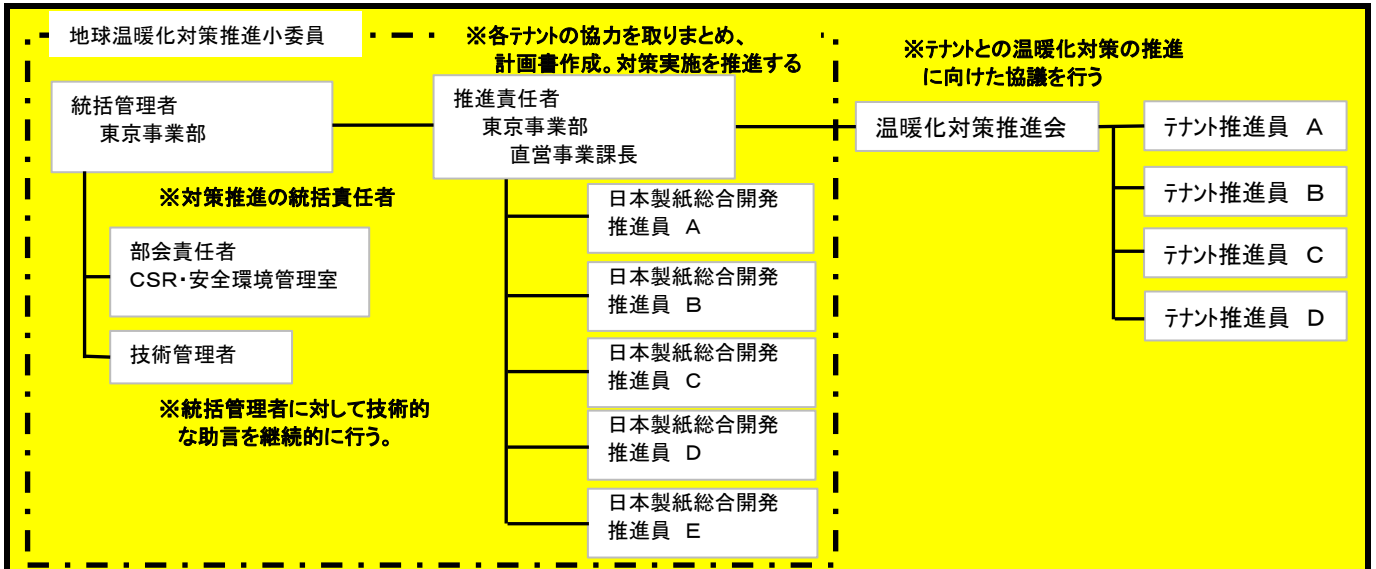
指定地球温暖化対策事業所	2009	年度	事業所の 使用開始年月日	<input checked="" type="radio"/> 平成18年3月31日以前
特定地球温暖化対策事業所	2009	年度		<input type="radio"/> 平成18年4月1日 以降

2 地球温暖化の対策の推進に関する基本方針

当社では、ISO14001に基づく環境方針を定めており、基本理念・行動指針に基づく活動を行い、積極的に環境の維持向上に努めている。  
 当事業所での、具体的な地球温暖化対策への取組みとしては、以下の3点を重点項目とする。

1. 事業所内設備の省エネ機器への更新
2. エネルギー使用における、運用の改善による省エネ推進
3. 社員・入居テナントへの環境意識向上のための啓発活動を行い、省エネへの取組みの相互理解の浸透を図る

3 地球温暖化の対策の推進体制



4 温室効果ガス排出量の削減目標（自動車に係るものを除く。）

(1) 現在の削減計画期間の削減目標

計画期間	2010 年度から 2014 年度まで			
削減目標	特定温室効果ガス	老朽設備の更新を中心に、高効率設備への更新を行う事と、運用の見直しを行う事で、実排出量の削減を行うとともに、入居テナントと情報の共有化を行い、共に排出量の削減を図る事で、総量削減義務（8%見込み）以上の削減を目指す。		
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	当事業所から排出される特定温室効果ガス以外のガス（その他ガス）は、水道の使用及び下水道への排水に伴う二酸化炭素の排出が主体となっている。したがって、節水を行う事で、その他ガスを削減する。冷却塔におけるブローの適正管理など、見直しを行い水道の使用量の削減を目指す。		
削減義務の概要	基準排出量	3,216 t（二酸化炭素換算）/年	削減義務の平均削減率	I-1
	排出上限量（削減義務期間合計）	14,795 t（二酸化炭素換算）		8.0%

(2) 次の削減計画期間以降の削減目標

計画期間	2015 年度から 2019 年度まで	
削減目標	特定温室効果ガス	引き続き高効率設備への更新、運用の見直しを含めた改善を行う事で、事業所の実排出量の削減を行うが、グリーンエネルギー証書等の活用も検討し、削減義務率以上の削減を目標とする。
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	現在の削減計画期間と同様に、引き続き節水を行う事で、その他ガスの削減を継続維持する。

5 温室効果ガス排出量（自動車に係るものを除く。）

(1) 温室効果ガス排出量の推移

単位：t（二酸化炭素換算）

		2009 年度	2010 年度	年度	年度	年度
特定温室効果ガス（エネルギー起源CO <sub>2</sub> ）		3,038	2,973			
その他ガス	非エネルギー起源二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）					
	メタン（CH <sub>4</sub> ）					
	一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O）					
	ハイドロフルオロカーボン（HFC）					
	パーフルオロカーボン（PFC）					
	六ふっ化いおう（SF <sub>6</sub> ）					
	上水・下水	24	22			
合計		3,062	2,995			

(2) 建物の延べ面積当たりの特定温室効果ガス年度排出量の状況

単位：kg（二酸化炭素換算）/m<sup>2</sup>・年

	2009 年度	2010 年度	年度	年度	年度
延べ面積当たり特定温室効果ガス年度排出量	166.0	162.5			

6 総量削減義務に係る状況（特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載）

(1) 基準排出量の算定方法

<input checked="" type="radio"/> 過去の実績排出量の平均値	基準年度：（ 2004年度、2005年度、2006年度 ）
<input type="radio"/> 排出標準原単位を用いる方法	
<input type="radio"/> その他	算定方法：（ ）

(2) 基準排出量の変更

変更年度	年度	変更理由	
変更年度	年度	変更理由	
変更年度	年度	変更理由	

(3) 削減義務率の区分

削減義務率の区分	I - 1
----------	-------

(4) 削減義務期間

2010 年度から	2014 年度まで
-----------	-----------

(5) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
特に優れた事業所への認定					
極めて優れた事業所への認定					

(6) 年度ごとの状況

単位：t（二酸化炭素換算）

		2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	削減義務期間合計
決定及び予定の量	基準排出量 (A)	3,216	3,216	3,216	3,216	3,216	16,080
	削減義務率 (B)	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	
	排出上限量 (C = Σ A - D)						14,795
	削減義務量 (D = Σ (A × B))						1,285
実績	特定温室効果ガス排出量 (E)	2,973					2,973
	排出削減量 (F = A - E)	243					243

(7) 特定温室効果ガスの排出量の増減に影響を及ぼす要因の分析

6月～9月の間、気温が高く冷房におけるエネルギー消費が前年より高く推移したが、その他の期間では「地球温暖化対策計画書」制度における削減計画をほぼ予定通り実施出来た事、テナントを含んだ排出ガス削減の意識付け、ISO14001活動に基づく取組みを行った事で、特定温室効果ガスの排出量が減少した。また、3月の東日本大震災による被害を受けた為、営業停止となった部門があった事から、エネルギー消費が大きく下がった為に目標としている単年度の排出量に近づいた。

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No	対策の区分		対策の名称	実施時期	備考
	区分 番号	区分名称			
1	150200	15_照明設備の運用管理	ゴルフ練習場白熱球類・水銀灯照明の高効率照明への更新	2010年度より 実施	
2	150200	15_照明設備の運用管理	直営パン屋の白熱球類照明の高効率照明への更新	2010年度より 実施	
3	150200	15_照明設備の運用管理	ボウリング場の白熱球・水銀灯類照明の高効率照明への更新	2010年度より 実施	
4	150200	15_照明設備の運用管理	ビル共用部の白熱球類照明の高効率照明への更新	2010年度より 実施	
5	150200	15_照明設備の運用管理	2階遊技場照明の高効率照明への更新	2011年度より 実施	
6	150200	15_照明設備の運用管理	誘導灯の省エネ機器への更新	2011年度より 実施	
7	150200	15_照明設備の運用管理	外灯、看板類の点灯時間の見直し	2010年度	
8	130200	13_空気調和設備の効率管理	南側空調用冷却水Pのインバーター化	2011年度より 実施	
9	130100	13_空気調和の管理	2階水冷パッケージ空調機の更新	2011年度より 実施	
10	120100	12_燃焼設備の管理	暖房用無圧温水ヒーターの更新	2012年度より 実施	
11	140300	14_冷凍冷蔵設備及びちゅう房設備の管理	自動販売機の高効率販売機への入替え推進	2010年度より 実施	
12	160100	16_昇降機の運転管理	エスカレーター駆動部・制御装置の更新	2010年度	
13	150100	15_受変電設備の管理	変圧器のトップランナー機器への入替え	2011年度より 実施	
14	150200	15_照明設備の運用管理	看板照明の高効率照明への更新	2011年度より 実施	
15					

## 8 事業者として実施した対策の内容及び対策実施状況に関する自己評価（自動車に係るものを除く。）

### ○ 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置の実施状況等についての総括等

当社は、「健康・健全の創造」というコンセプトを重視し、スポーツレジャー事業では健康な心身を作るさまざまな場の提供、緑化事業では植栽による緑溢れる場を作る事での安らぎや癒しの場の提供、保険事業での健康・健全を損なう事態となった場合の支えといった充実した人生のサポートが出来るように事業活動に努めています。故に、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の趣旨を尊重し、地球温暖化対策の推進に積極的に取り組んでいます。対象事業所となるサンスクエアにおいてはテナント各社と一体となり、快適な未来を創造する企業活動及び地域社会と協力しての環境保全活動を行っています。

取組みの基本方針として以下の3点を重点的に行っています。

1. すでに取り組んでいる省エネルギー対策をより一層推進する。  
対象事業所では、すでに平成10年より積極的に省エネルギー対策に取り組んでいます。  
エコ・グリーン製品の購入、高効率な照明器具及びポンプ等の採用、設備機械のインバーター導入による省エネルギー化、産業廃棄物の減少などを進めているが、さらに新しい項目を含めて検討し実行します。
2. ISO14001に沿った取組みを行う。  
当社は平成14年より、ISO14001活動を取り入れ、対象事業所もその範囲に入っており、ISO14001の行動指針に基づいて良好な環境づくりを行います。
3. 対象事業所以外での環境保全活動の推進を行う。  
対象事業所以外でも、親会社を含めたグループ会社での社会貢献活動、全国での緑化工事の施工、海外での植林事業などで、環境保全に取り組んでいます。  
また、グループ会社環境行動計画に沿って地域における環境コミュニケーションを、住民・行政との対話などを通じて積極的に行います。

上記基本方針に基づき、前制度から継続して排出量の削減に取り組んでいます。

目標を達成する為に、統括管理者を中心に削減計画の実施の重要性を社内の共通認識とし、計画通りの実施を目標に進めています。また、温暖化対策推進会議を開催しテナントとの情報交換を行う事で、排出ガス削減の意識を共有し、一体となって取組みを行っていますし、社内的にはISO14001活動に基づく活動を実践して、CO2排出量の削減に効果を上げてきました。

今年度は、猛暑による冷房機器の使用量増・冬季気温の低下による暖房機器の使用量増により、排出ガスが増加する要因もありましたが、省エネ対策の実施により節電効果が出ています。

今年度の具体的な取組みは以下の通りとなります。

1. ゴルフ練習場白熱球類照明の高効率照明への更新
2. 直営パン屋の白熱球類照明の高効率照明への更新
3. ボウリング場の白熱球・水銀灯類照明の高効率照明への更新
4. ビル共用部の白熱球類照明の高効率照明への更新
5. 外灯、看板類の点灯時間の見直し
6. 自動販売機の高効率販売機への入替え推進

9 自動車に係る地球温暖化の対策

(1) 自動車を自ら使用する場合の地球温暖化の対策

対策内容	移動に際しては、公共交通機関を利用する事を基本とし、自動車を使用する際にはエコドライブの実践を行う事を心がける。
------	--

(2) 他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策

ア 基本方針

基本方針	①商品等の搬入時には、低公害車・低燃費車を使用するよう働きかける事を、テナント及び運送業者に対して求める。 ②アイドリング・ストップ及びエコドライブの徹底についてテナントを通じて運送業者に求める。
------	---

イ 他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策

		取組状況				
		実施中	今後実施	検討中	実施しない	該当しない
<input type="checkbox"/> 自らの貨物等の搬入のため他者の自動車を利用しているとき。 <input checked="" type="checkbox"/> 施設利用者等の貨物等の搬入等のため指定地球温暖化対策事業者以外の者の自動車を利用しているとき。						
低公害・低燃費車等の利用割合の向上	低公害・低燃費車の利用割合の向上					
	当事業所に納品する際は、低燃費・低公害車を使用するようにテナントを通じて運送業者に働きかける。	○				
	環境負荷の大きな自動車の利用抑制					
	当事業所に納品する際は、東京都適合車ステッカーを貼り付けた車両を使用するようにテナントを通じて運送業者に働きかける。	○				
物流効率化の推進による交通量の抑制	積載率向上の為、過度の包装などを見直すよう、テナント等に対して働きかける。			○		
エコドライブの推進	エコドライブの推進をテナントを通じて運送業者に働き掛ける。	○				
体制の整備	温暖化対策推進会議において、自動車に関わるCO <sub>2</sub> の削減についても今後話し合いをしていく。	○				
貨物輸送以外の自動車交通量対策	当事業所は、通勤に自動車を使用する事を原則禁止としている。	○				
事業所に搬入される貨物等1トンキロ当たりの二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）排出量						
		kg / t・km				